

◎新潟県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟県選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成26年1月7日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
石山保育園	新潟市東区中野山8 丁目13番1号 （旧新潟市東区石山 団地18番1号）	遊戯室	93.00	平成25年12月15日